

詳細調査実施協定の概要

1 包括協定

(1) 目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書

相手方	イオン株式会社
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	政策企画課
締結年月日	平成 28 年 12 月 15 日
有効期限	協定締結日から 1 年間。協定を終了させる旨の申し出がない場合は 1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>イオン株式会社は、基本理念のひとつに、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続けることを目指しており、既に店舗を出店している各地域の自治体と包括連携協定等を締結し、地域の発展に協力している。</p> <p>目黒区においても区政に貢献できるよう連携・協力をていきたいとの申し出があり、協定締結に至った。</p>
目的	相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、目黒区における区民サービスの向上と地域の一層の活性化に資すること。
主に 29 年度の実績	<p>① 子育て支援に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> めぐろ WAON カード発行。利用金額の一部を区に寄附（目黒区子ども・子育て応援基金）（子育て支援課） <p>② 暮らしの安全・安心に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守り要望箇所の走行（生活安全課） 見守り要望箇所の一覧表を渡し、走行中、業務中の見守りを依頼した。 高齢者への声掛け（生活安全課） 声掛け（挨拶）を行うことにより、犯罪被害防止を図った。 ながら見守り活動中のステッカーを渡した。（生活安全課） 包括連携協定に基づく確認書の締結（平成 29 年 1 月 23 日締結）（防災課） 「目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書第 2 条第 1 項第 2 号に関する確認書」 <p>③ 高齢者支援に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> イオンスタイル碑文谷が見守りネットワークの協力事業者として登録を行った。（地域ケア推進課） ポスターの掲示、チラシ配布等を行った。（地域ケア推進課） <p>④ 区政の情報発信に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> 区の掲示板設置（政策企画課） <p>⑤ その他区民サービスの向上、地域の活性化等に資すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 特設行政相談の実施（平成 29 年 10 月 24 日）（区民の声課） 公共料金の支払い（税務課、国保年金課、介護保険課）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催(2回) <ul style="list-style-type: none"> ○ MGR100 イベント (清掃リサイクル課) <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成 29 年 6 月 3 日 (土) 10 時～15 時 場所：イオンスタイル碑文谷 3 階 エスカレーター横 内容：MGR100 に関する展示、ごみ減量クイズ等 ○ めぐろ区@イオンフェア (防災課・介護保険課・子育て支援課・清掃リサイクル課・清掃事務所) <ul style="list-style-type: none"> 日時：平成 29 年 9 月 30 日 (土) ・10 月 1 日 (日) 10 時～15 時半 場所：イオンスタイル碑文谷 7 階催事場 【清掃リサイクル課・清掃事務所】 MGR100・めぐろ買い物ルール等展示、環境学習 (紙芝居、クイズ) 等 【防災課】 DVD 「防災への備え」、防災用品展示、クイズ等 【介護保険課・子育て支援課】 パネル展示、ほねっとイベント、移動児童館等
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張子育て相談 (子育て支援課 ①子育て支援に関すること) <ul style="list-style-type: none"> 30 年度は試行として 12 月 4 日 (火) に 1 回実施
活動に係る課題	イベント実施の際の相手方とのスケジュール調整等。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内グループウェアの共通様式に協定書を掲載している。
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結時にホームページで協定締結を周知 ・ 協定書をホームページに掲載 ・ ホームページに目黒区見守りネットワーク協力事業者として掲載

(2) 目黒区と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携協定書

相手方	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	政策企画課
締結年月日	平成 30 年 6 月 15 日
有効期限	協定締結日から 1 年間。協定を終了させる旨の申し出がない場合は 1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、地産地消や子育て・高齢者支援、観光振興、防災、環境保全などの活動を地域社会とともに推進するという理念の下、全国の自治体と地域活性化包括連携協定を結んでいる。</p> <p>目黒区において、安全、安心なまちづくりなど連携を強化していくため、包括</p>

	連携協定を視野に、連携・協働について、具体的な話を進めさせてほしいとの申し出があり、協定締結に至った。
目的	相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、目黒区における区民サービスの向上と地域の一層の活性化に資すること。
主に 29 年度の実績	<p>① 暮らしの安全・安心に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> こども 110 番の家の協力家庭登録（生涯学習課） 新規協力店として、23 店舗の申請があり、8 月 1 日付けでこども 110 番の家の協力家庭に登録し、区内セブン-イレブンのこども 110 番の家への登録は 35 店舗に拡大した。 <p>② 高齢者支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りネットワークの協力事業者として、未登録の区内店舗について登録を行った。（協定締結後から平成 30 年 12 月 1 日までに 4 店舗が新規登録し、合計 42 店舗が登録している）（地域ケア推進課） 従業員用として、店舗事務所内に掲示する見守り啓発ポスターを検討した。（地域ケア推進課）
今後の展開	<p>① 暮らしの安全・安心に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括連携協定第 2 条第 1 項第 1 号（暮らしの安全・安心に関すること）に規定する連携を行うため、具体的な協力内容について打ち合わせを行った。（防災課） <p>② 高齢者支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守りめぐねっと ねっとわーく通信への記事掲載。（地域ケア推進課） <p>③ 環境保全に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止に関すること（アイドリングストップへの協力、レジ袋の削減及びマイバッグ持参の促進）（環境保全課） 環境美化に関すること（屋内型喫煙室の設置の協力）（環境保全課） 環境対策に関するチラシやポスター等の掲示（環境保全課） めぐろグリーンアクションプログラム（M e G A）事業所版への参加（環境保全課） <p>④ 区政の情報発信に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 選挙啓発への協力（選挙管理委員会事務局） コンビニレジ画面の活用、店内放送、ポスター・ステッカーの掲示、のぼり旗の設置、箸袋の配布、選挙広報誌の設置等 <p>⑤ その他区民サービスの向上、地域社会の活性化に資すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車シェアリング事業におけるセブン-イレブン区内店舗へのサイクルポートの設置について、担当者との調整を開始。（道路管理課）
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> 店舗で実施する活動について、区内のセブン-イレブンは全店舗フランチャイズのため、協定に沿った活動を進めるか否かは各店舗の判断になり、全店舗で実施することは難しいこと。 連携事項の実施に当たり各所管から連絡をしているが、事業実施に至ってい

	ない部分がある。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。
相手方からの要望等	<ul style="list-style-type: none"> 区内のセブン-イレブンはフランチャイズ方式の店舗であるため、協定に沿った活動は、セブン-イレブン・ジャパンからの推奨に応諾して協定に参画する店舗が実施する。このことについてあらかじめ理解した上で、協定を締結している。 店員にアルバイトが多いので、制度を周知できるものが欲しいと相談があった。事例が載った啓発ポスターを作成し、掲示することを検討している
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> 庁内グループウェアの共通様式に協定書を掲載している。
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結時にホームページで協定締結を周知。 協定書をホームページに掲載。 ホームページに目黒区見守りネットワーク協力事業者として登録店舗を掲載。

(3) 地域の安全・安心のための目黒区と目黒区内郵便局の協力に関する協定書

相手方	目黒区内郵便局代表　日本郵便株式会社目黒郵便局
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	政策企画課
締結年月日	平成 29 年 3 月 2 日
有効期限	協定締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで。協定を終了させる旨の意思表示がないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>日本郵便株式会社の経営理念は、全国津々浦の郵便局と配達網等、その機能と資源を最大限に活用して、地域のニーズにあったサービスを安全、確実、迅速に提供し、人々の生活を生涯にわたって支援することで、触れ合いあふれる豊かな暮らしの実現に貢献することである。</p> <p>目黒郵便局総務部長から郵便集配業務の中で目黒区における安全・安心なまちづくりに貢献できるよう、本来業務に支障のない範囲で協力をていきたいとの申出があり、協定締結に至った。</p>
目的	地域の安全・安心に支障となるような事象の情報提供に関する目黒区内郵便局の協力について必要な事項を定めることにより、目黒区による当該事象への早期の対応を図り、もって安全・安心な地域社会の実現に寄与すること。
主に 29 年度の実績	道路損傷等の情報提供（1 件）
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。

内容や活動の 内部周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内グループウェアの共通様式に協定書を掲載している。
内容や活動の 区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結時にホームページで協定締結を周知 ・ ホームページに目黒区見守りネットワーク協力事業者として掲載。

(4) 目黒区と国立大学法人東京工業大学との連携・協力に関する基本協定書

相手方	東京工業大学
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	政策企画課
締結年月日	平成 26 年 3 月 5 日
有効期限	協定締結日から 5 年間。必要と認めるときは、協議により更新できる。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	東京工業大学は、これまで各種審議会委員の選出や街づくりに関する研究会、理科教育支援など様々な協力を得ておらず、平成 22 年度からは、生涯学習講座を連携して実施する新たな取組も行ってきた。これまでの関係を基礎としながら、更に連携・協力を深め広げる体制を作るため、基本協定を締結した。
目的	教育、研究、産業振興、国際交流等の各分野等において、区と大学の両者がそれぞれの特性を生かして連携・協力することで、自然と調和し互いに支え合うまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。
主に 29 年度の 実績	環境推進員養成講座の講師、企業体験イベントへの参加支援 等
協定見直し の必要性	本協定の有効期間は平成 31 年 3 月 5 日までとなるため、協定の更新に向けて、これまでの活動実績や今後の展望等を協議することで、連携を強化していく必要がある。
活動に係る課題	これまでの各所管と大学との関係性を尊重しつつ、今後連携をより一層強力なものとするためにも、政策企画課としても継続的に大学と情報交換していく必要がある。
相手方との 連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。
内容や活動の 内部周知	庁内グループウェアの共通様式に協定書を掲載
内容や活動の 区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区報・ホームページで協定締結を周知 ・ 区報・ホームページで講座等について周知

(5) 目黒区と東邦大学との連携・協力に関する基本協定書

相手方	東邦大学
区側名義人	区長
決定権者	区長決定

所管課	政策企画課
締結年月日	平成 26 年 3 月 31 日
有効期限	協定締結日から 5 年間。必要と認めるときは、協議により更新できる。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	東邦大学は、区内に付属病院（大橋病院）があり、これまで区内唯一の 24 時間小児科救急病院、災害時医療救護所や、講座の開催、審査会などの委員長・委員選出など、保健医療福祉分野を中心に協力を得てきた。東邦大学は、付属病院や学部などが設置されている自治体と連携・協力した取組を積極的に行っており、目黒区に対しても、包括的な協定締結についての申し入れがあり、保健医療福祉の分野を中心に区民の安全安心に資するための連携・協力に関する基本協定を締結した。
目的	保健医療福祉の分野を中心に、区と大学の両者がそれぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。
主に 29 年度の実績	子どもの健康相談、精神保健相談、パーキンソン教室、乳児健診 等
協定見直しの必要性	本協定の有効期間は平成 31 年 3 月 31 日までとなるため、協定の更新に向けて、これまでの活動実績や今後の展望等を協議することで、連携を強化していく必要がある。
活動に係る課題	これまでの各所管と大学との関係性を尊重しつつ、今後連携をより一層強力なものとするためにも、政策企画課としても継続的に大学と情報交換していく必要がある。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。
内容や活動の内部周知	庁内グループウェアの共通様式に協定書を掲載
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 区報・ホームページで協定締結を周知 区報において毎月の健康相談事業を周知

(6) 目黒区と東京医療保健大学との連携・協力に関する基本協定書

相手方	東京医療保健大学
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	政策企画課
締結年月日	平成 29 年 10 月 6 日
有効期限	協定締結日から 5 年間。必要と認めるときは、協議により更新できる。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	東京医療保健大学は、これまで公開講座・地域住民を対象とした健康イベントの開催や区立東根小学校での講義など、保健医療福祉分野を中心に協力を得てき

	た。とりわけ、学生消防団として目黒消防団に多数の学生が加入しており、消防団活動に加え目黒シティランにおける沿道整理の実施など幅広い活動に協力を得ている。東京医療保健大学の定める社会連携・協力に関する基本方針では、教育、研究とともに社会貢献を重要な使命と位置付けていることもあり、これまでの関係を更に発展させていくため、包括的な協定を締結した。
目的	保健医療福祉の分野を中心に、区と大学の両者がそれぞれの特性を生かして連携・協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。
主に 29 年度の実績	区民向け公開講座の共催、地域住民を対象とした健康イベント（ひがしが丘保健室）の共催 等
協定見直しの必要性	本協定の有効期間は平成 34 年 10 月 6 日までとなるため、協定の更新に向けて、これまでの活動実績や今後の展望等を協議することで、連携を強化していく必要がある。
活動に係る課題	これまでの各所管と大学との関係性を尊重しつつ、今後連携をより一層強力なものとするためにも、政策企画課としても継続的に大学と情報交換していく必要がある。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。各連携事項の実施についての相手方との具体的な連絡は各所管が行っている。
内容や活動の内部周知	府内グループウェアの共通様式に協定書を掲載
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 区報・ホームページで協定締結を周知 区報・ホームページで区民向け公開講座やイベントを周知

(7) 日本国東京都目黒区と中華人民共和国北京市東城区との友好協力関係促進のための協定書

相手方	中華人民共和国北京市東城区
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	文化・交流課
締結年月日	平成 23 年 9 月 1 日
有効期限	協定締結日から 5 年間。期間満了時にいずれかから書面による終了の手続がなされないときは引き続き有効。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>目黒区と北京市崇文区は、両区の繁栄と発展のため、ひいては東京都と北京市、日本と中国の友好協力関係の促進のため、日本国東京都目黒区と中華人民共和国北京市崇文区との友好協力関係促進のための協定を平成 3 年 10 月に締結した。</p> <p>具体的な友好交流事業については、毎年 4 月に覚書を取り交わして両区の相互理解と友好協力関係の発展を図ってきた。</p> <p>また、平成 22 年 7 月に北京市では、行政区画の再編成が行われ、崇文区は隣接する東城区と合併し、合併後の名称が東城区となった。同年 4 月に崇文区と交</p>

	換した覚書の内容に沿って、12月に目黒区友好交流代表団が東城区を訪問し、その際合併後の東城区においても友好都市関係を維持継続していくか意思確認を行った。両区では目黒区と崇文区の間で締結した協定は全て有効であり、引き続き友好協力関係を維持継続することが確認され、その上で協定書については、目黒区と合併後の東城区で再度取り交わすことになった。
目的	産業経済、科学技術、文化、体育、衛生、教育、人材、まちづくり、環境などにおいて交流と協力を積極的に行うため。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区、北京市東城区、ソウル特別市中浪区との三区間交流事業の実施（平成 29 年度、平成 30 年度） ・ 日中友好卓球大会への参加（平成 29 年度） ・ 東城区訪問団の受入れ（平成 29 年度） ・ 賀状交換事業（平成 29 年度、平成 30 年度） ・ 書画作品展の実施（平成 29 年度、平成 30 年度）
相手方との連絡・調整	東城区外事弁公室の担当者とメール及び国際電話で定期的に連絡を取っている。
内容や活動の内部周知	訪問団の訪問の際に、庁内グループウェアの掲示板やメールで周知。
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結時にホームページで周知。 ・ 三区間交流事業の実施報告書をホームページ、文化・交流課窓口及び区政情報コーナーで公開している。

(8) 目黒区・角田市友好都市協定書

相手方	角田市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	文化・交流課
締結年月日	平成 20 年 5 月 31 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>目黒区と角田市との交流は、区制施行 50 周年にあたった昭和 57 年に、その記念事業の一環として「目黒氏の子孫を訪ねて」という事業を実施し、角田市を訪問し、目黒氏の旧跡を訪ねたことが交流のきっかけとなった。</p> <p>平成 4 年には災害時の相互援助協定を締結し、教育、産業経済、民間交流など、さまざまな交流が行われているなか、市制施行 50 周年を機に、友好都市協定を締結する運びとなった。</p>
目的	教育文化、産業経済、防災など幅広い分野にわたり支援・発展していくため。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区民まつりへの参加（平成 29 年度、平成 30 年度） ・ 阿武隈リバーサイドマラソンヘッターの実施（平成 29 年度、平成 30 年度）
相手方との	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。

連絡・調整	例年、目黒区民まつり開催前日に、角田市職員と目黒区職員との顔合わせをしている。また、目黒シティラン開催を記念した前日交流会に、毎年角田市職員が参加しており、目黒区職員との交流を図っている。
内容や活動の内部周知	協定締結 10 周年を記念し、周知するため、友好都市協定締結 10 周年記念写真展を総合庁舎 1 階休憩コーナーで開催した（平成 30 年度）。
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結時に、区報及びホームページで周知。 協定締結 10 周年を記念し、周知するため、友好都市協定締結 10 周年記念写真展を総合庁舎 1 階休憩コーナーで開催した（平成 30 年度）。

(9) 目黒区・気仙沼市友好都市協定書

相手方	気仙沼市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	文化・交流課
締結年月日	平成 22 年 9 月 18 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>気仙沼市と目黒区は、平成 8 年の住民同士のイベント交流をきっかけとして、以降目黒区民まつりにおけるさんまの提供など継続的な交流を行うとともに、平成 13 年には「災害時相互援助協定」を締結、平成 15 年から中学生の自然体験ツアの実施、さらに平成 18 年からは区立中学校の移動教室の実施など交流事業を展開してきた。</p> <p>平成 21 年 9 月に行われた「目黒のさんま祭」の際、気仙沼市からの要望とともにその年の祭が 15 周年記念として行われることなどにより、友好都市協定締結を望む声が同市関係者及び区民まつり実行委員会からも生じた。</p> <p>このような経過を踏まえ検討した結果、これまでの意義ある交流を安定的に継続させ、共に発展していくための新たな協力関係を築き、今後さらに充実発展させていくため、平成 22 年 9 月 18 日に友好都市協定の締結を行った。</p>
目的	防災、地域振興、産業経済、教育文化など幅広い分野にわたり、支援及び発展していくため。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区民まつりへの参加（平成 29 年度、平成 30 年度） 気仙沼復興応援写真展の実施（平成 29 年度、平成 30 年度）
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 友好交流事業の実施
活動に係る課題	角田市や金沢市と比べ、交流事業が少ない。そのため、平成 31 年度は新規事業として、気仙沼市との国内交流事業を計画している。
相手方との連絡・調整	気仙沼市役所総務部総務課の担当者を把握しており、目黒区民まつりの開催前後に定期的に連絡を取っている。
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> 「気仙沼復興応援写真展」の実施時に庁内グループウェアの掲示板で事業実施を周知している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区民まつりにおけるさんま焼き隊の職員ボランティアの募集を庁内グループウェアの掲示板で行っている。
内容や活動の 区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結時に、区報及びホームページで周知。 ・ 事業実施時に、区報及びホームページで周知。

(10) 目黒区・金沢市友好都市協定書

相手方	金沢市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	文化・交流課
締結年月日	平成 29 年 10 月 28 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>目黒区と金沢市は、前田家十六代当主前田利為侯爵が「旧前田家本邸」を目黒区駒場に建設するなど、歴史的・文化的なつながりが深いことから、両都市の友好の絆をより深め、両都市間の友好推進及び魅力と活力にあふれたまちづくりを共に進めることを目的に、友好都市協定の締結に向けた覚書を締結した。</p> <p>その後、協定の締結に向けて同市と協議を重ね、平成 29 年 10 月 28 日に友好都市協定を締結した。</p>
目的	住民間及び都市間の交流を推進し、両都市の活性化を図るため。
主に 29 年度の 実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ かなざわ講座の実施（平成 29 年度、平成 30 年度） ・ 氷室の雪氷の贈呈（平成 29 年度、平成 30 年度） ・ 目黒区・金沢市・ジュニアジャズコンサートの実施（平成 30 年度） ・ 友好都市締結 1 周年記念茶会の実施（平成 30 年度）
今後の展開	金沢市との文化交流事業
相手方との 連絡・調整	相手方担当者を把握している。また、「かなざわ講座」など、目黒区と金沢市が共催で実施する事業が多いため、定期的に連絡を取っている。
内容や活動の 内部周知	「氷室の雪氷贈呈式」など、事業実施時に庁内グループウェアの掲示板で周知している。
内容や活動の 区民周知	協定締結時及び事業実施時に、区報及びホームページで周知。

2 個別協定

(1) 目黒区における町会・自治会への加入促進に関する協定

相手方	4 者協定（目黒区町会連合会、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部）
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	長期計画コミュニティ課 関係課：地域振興課

締結年月日	平成 30 年 7 月 23 日
有効期限	協定締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで。協定を終了させる旨の意思表示がないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	地域での安全安心や生活環境の向上など、町会・自治会が地域で果たす役割は重要だが、近年、加入率の低下や担い手の不足、高齢化が深刻な問題となっている。そこで、今後の更なる加入促進、特にアパート、マンション等に入居する若い世代の会員を増やすためには、不動産関係団体との連携・協力が必要であるので、本協定を締結した。
目的	町会・自治会への加入促進について、町会連合会と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部が相互に連携・協力することで、地域の人と人とのつながりを基にして助け合い、支え合うことができる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
主に 29 年度の実績	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会目黒区支部又は公益社団法人全日本不動産協会東京都本部城南支部に加盟している目黒区内の不動産事業者に町会・自治会の加入案内チラシを送付した。(10 月下旬)
活動に係る課題	区内の不動産事業者(約 400 団体)に協定の目的、趣旨、内容等を周知すること。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。 10 月下旬に町会・自治会の加入案内チラシを送付する際に調整を行った。定期的にチラシを送付する時期等について、今後も連絡を行いながら実施していく。
内容や活動の内部周知	関係所管が限られているため、全庁的な周知は行っていない。
内容や活動の区民周知	ホームページで協定締結の周知を行った。

(2) 目黒区と株式会社マチマチとの基本協定書

相手方	株式会社マチマチ
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	広報課
締結年月日	平成 30 年 4 月 17 日
有効期限	協定締結日から 1 年間。協定を終了させる旨の申し出のないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	平成 21 年 9 月に「戦略的な情報発信のための指針」を策定し、その後、情報通信機器の進化など自治体広報を取り巻く環境が大きく変化してきたことから、平成 29 年 2 月に指針の改訂を行ったところである。

	指針の中ではインターネットを活用した情報発信のポイントとして、地域情報の発信、検索機能の充実、新たなアプリケーションの活用等を示していることから、地域SNS（マチマチ）を活用した情報発信の多様化を図ることとした。
目的	地域SNS（マチマチ）を活用することにより、情報発信の多様化・効率化・地域コミュニティ活性化の推進に資することを目的とする。
主に29年度の実績	平成30年4月協定締結のため、29年度実績はなし。
活動に係る課題	「マチマチ」の周知を更に進める必要がある。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。
相手方からの要望等	<ul style="list-style-type: none"> 区は公開可能な行政情報等をマチマチに提供する。 区は、区の課題解決のために必要と認めるときは、地域活動団体からの要望等に応じマチマチの活用を紹介するなど、マチマチの普及活動に協力する。
内容や活動の内部周知	協定締結に当たり、関係所管と検討を行った。また、協定締結後も随時情報共有を行っている。
内容や活動の区民周知	目黒区公式ホームページのトップページにおいて周知を図っている。

(3) 地域BWAシステムの整備及び公共サービスに関する協定

相手方	J A S P A S 株式会社
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	情報課
締結年月日	平成28年9月30日
有効期限	協定締結日から1年間。申し出のないときは、1年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	目黒区商店街連合会では、商店街のイベント情報など、商店街の活性化に寄与するための情報発信を検討しており、その中で、公共サービスや区内の全商店街で活用できる地域BWAシステムの導入が効果的と考えている。このため地域BWA無線局の免許申請等に必要な協定書の締結等に関し、平成28年7月15日開催の「商業者と区長との懇談会」において、本区に協力要請があった。
目的	高速データ通信システムを活用した公共サービスを実現し、地域住民等の利便性の向上に資する基盤の一つである、目黒区における地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムを整備すること。
主に29年度の実績	30年1月から区民向け・商店街向けのインターネットサービス開始
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 地域避難所等への臨時Wi-Fi設備 目黒区公衆無線LAN（Free Wi-Fi）と民間Free Wi-Fiとの連携

協定事項中の未実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害の発生時、住民や地域に滞在する方々に対し、避難経路情報の提供 ・ 平時、商店街での催しや住民への周知事項など、地域に有益な情報提供
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しているが、定期的な連絡は取っていない。
内容や活動の内部・区民周知	庁内・区民への周知は行っていない。

(4) 都区市町村情報セキュリティクラウドの利用に関する協定書

相手方	東京都
区側名義人	区長
決定権者	課長決定
所管課	情報課
締結年月日	平成 29 年 5 月 31 日
有効期限	協定締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで。内容変更、解除の意思表示がない場合は 1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過及び目的	東京都及び都内の区市町村が、都区市町村情報セキュリティクラウドを平成 29 年度から共同で利用することとされたため、その運用、利用や経費負担等、必要な事項を定める。
相手方との連絡・調整	<p>相手方担当者を把握しているが、定期的な連絡は取っていない。</p> <p>情報セキュリティクラウドにおける技術上の問合せについては、別途ヘルプデスクが開設されており、そちらに問い合わせ可能な体制が整っている。</p>
内容や活動の内部・区民周知	情報セキュリティに直結する内容のため、協定の内容は周知しない。

(5) 目黒区「安全・安心まちづくり」のための覚書

相手方	3 者協定（目黒警察署、碑文谷警察署）
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	生活安全課
締結年月日	平成 23 年 12 月 28 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>平成 22 年 12 月に、警視庁から生活安全部長が来庁し、区長と懇談。区と警察との連携強化についての依頼があった。</p> <p>平成 23 年 12 月 16 日に開かれた特別区長会において、警視庁の生活安全部長から各区長に対して、自治体と警察との協働した体制の構築に向けた覚書の締結依頼があった。</p>

目的	安全で安心なまちを実現するための取組を更に強化していく。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全パトロール（青パト）の両警察署への立ち寄り 青パトについて、1日3回両警察署に立ち寄り、犯罪情報の提供等を受ける。 目黒区生活安全連絡会の開催 区と警察との連携を強化するため、犯罪状況等の情報交換を行うことを目的として開催 日常的な両警察署生活安全課との情報交換 区民への犯罪情報等について、日常の業務を通じて情報交換等を行った。 特殊詐欺被害防止対策の相互協力 特殊詐欺被害防止対策のため、自動着信拒否装置の貸与を両警察に行った。 ※ 本覚書に基づき、平成 29 年 10 月 12 日付け「特殊詐欺被害防止対策事業（自動着信拒否装置による迷惑電話ブロックサービス）展開のための覚書」を締結している。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。 目黒区生活安全連絡会を定期的に開催している。
内容や活動の内部・区民周知	ホームページで公開

(6) 地域貢献型広告に関する協定書

相手方	東電タウンプランニング株式会社東京総支社
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 28 年 9 月 20 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	東電タウンプランニング株式会社では、目黒区との協定締結以前から、地域公共情報発信の充実を目指す電柱広告を利用した地域貢献型広告事業を展開していた。この事業について、平成 27 年度に自由が丘駅帰宅困難者対策協議会（自由が丘駅周辺の帰宅困難者対策について検討する団体）から、帰宅困難者対策の一環として自由が丘地域の電柱に広域避難場所である駒沢オリンピック公園の掲載依頼があったことをきっかけに区との協定締結に至ったものである。さらに、平成 28 年度に対象地域を拡大するため、協定内容の一部を改正した。
目的	地域貢献型広告（電柱広告事業で、民間企業などの電柱広告に併せて地域の公共的な情報を掲載するもの）の掲出に関して協力する。
主に 29 年度の実績	地域貢献型電柱広告の掲出・・・6 件（平成 29 年度実績） ※全掲出件数・・・37 件（平成 30 年 12 月 12 日時点）
相手方との	相手方担当者を把握しているが、定期的な連絡は取っていない。

連絡・調整	
内容や活動の内部・区民周知	府内・区民への周知は行っていない。

(7) 建築関係の専門家による防災対策、復興対策等の支援に関する協定

相手方	5者協定（東京建築士会目黒支部、一般社団法人東京都建築士事務所協会目黒支部、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部目黒地域会、目黒区住宅リフォーム協会）
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	都市計画課
締結年月日	平成27年9月1日
有効期限	協定締結日から1年間。申し出のないときは、1年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	防災対策の一層の拡充を図るため、建築物の耐震化や応急危険度判定などについて、建築関係の専門家と連携、協力関係を強め、これまで以上に迅速に災害時の応急対策等を実施することができるよう、平成27年7月に区から4団体へ協定締結の検討を依頼した。
目的	地震、風水害その他の災害が発生した場合の防災対策及び復興対策として、建築物の耐震化や応急危険度判定などについて、建築関係の専門家と連携、協力関係を強め、迅速に災害時の応急対策等を実施する。
主に29年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定訓練への参加（座学訓練46名、実地訓練31名）（建築課） 耐震診断アドバイザーの派遣、区との共催による耐震化相談会の開催（建築課）
活動に係る課題	若い世代の参加を増やすこと。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> 府内グループウェアの共通様式に協定書を掲載している。 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載して周知する予定
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定実地訓練は、区総合防災訓練の中で行い、広く区民に周知されている。 耐震アドバイザーの派遣、耐震化相談会の開催は、パンフレットやHP、暮らしのガイド等で広く周知を図っている。 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載して周知する予定

(8) 目黒区・角田市みどりの交流事業に関する覚書

相手方	角田市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定

所管課	みどりと公園課
締結年月日	平成 14 年 10 月 31 日
有効期限	覚書締結日から 1 年間。特段の意思表示がない場合は、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	目黒区と宮城県角田市の交流事業の一環として実施
目的	角田市民が育成した苗木を目黒区民が育てるここと等による、苗木を通じた目黒区及び角田市の住民同士の交流の促進。その他、みどりに関し目黒区及び角田市の住民同士の交流の促進。
主に 29 年度の実績	公益財団法人角田市農業振興公社を通じて苗木を 1,100 本購入した
相手方との連絡・調整	相手方の担当者を把握しており、年 1 回定例の会議（直近の会議は平成 30 年 5 月 24 日）を設けて、協定に基づく苗木購入について協議を行っている。電話での連絡は逐一とっている。
内容や活動の内部周知	都市整備部事業概要において毎年度苗木配布について、角田市との協定に基づく活動であること、配布する樹種や本数などを報告している。
内容や活動の区民周知	苗木を配布する住区センター宛てに送付する文書の中で、角田市との協定に基づく活動であることを説明している

(9) 東京農業大学と目黒区との緑化施策に関する協定書

相手方	東京農業大学
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	みどりと公園課
締結年月日	平成 16 年 2 月 10 日
有効期限	協定締結日から 5 年間。特段の申し出がない場合は、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	都市緑化に関する最新の理論や技術を研究している東京農業大学と連携協力することで、区の緑化施策を実施したく考え、区から東京農業大学に協力を持ちかけたものである。東京農業大学としても、理論技術を実際に応用・検証したいとの意向を持っていたので、協力について合意に達した。
目的	区が実施する緑化施策に関し、効率的かつ効果的な事業の展開を図るための相互協力を目的とする。
主に 29 年度の実績	平成 29 年度は実績なし 過去の実績：目黒区総合庁舎本館屋上庭園「目黒十五庭」の整備（平成 17 年度）、目黒天空庭園の施工管理（平成 25 年度）、みどりの実態調査への協力（平成 26 年度）、景観ガイドブック作成への協力（平成 27 年度）等
今後の展開	緑化施策について課題が出た都度に東京農業大学へ相談しているが、現在事業化が検討されていることはない。
相手方との	定期的な連絡はとっていないが、緑化施策について課題が出た都度にその専門

連絡・調整	分野の教授等に直接連絡・相談している
相手方からの要望等	目黒十五庭や目黒天空庭園などへの見学案内や、学生の研究への協力
内容や活動の内部周知	職員研修の際に、目黒十五庭を案内する中で、東京農業大学との協定により整備された庭園であることを説明している。
内容や活動の区民周知	区立小学校の社会科見学において、目黒十五庭を案内する中で、東京農業大学との協定により整備された庭園であることを説明しており、目黒十五庭や目黒天空庭園において東京農業大学の協力を得て整備した旨を示したパネル等を掲示している。

(10) 「めぐろエコの森」の整備及び環境交流事業に関する協定書

相手方	角田市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	環境保全課
締結年月日	平成 22 年 11 月 19 日
有効期限	協定締結日から平成 23 年 3 月 31 日まで。特段の申し出がない場合は、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	無（現在在籍している職員に引き継がれた時には所在不明となっていた）
締結に至る経過	友好都市である角田市とのカーボンオフセット事業として目黒区が提案したことをきっかけとし、目黒区民の温暖化対策への啓発、区市間の環境交流事業を目的として、協定締結に至った。
目的	地球温暖化対策におけるカーボンオフセット事業を展望した事業の一つとして、友好都市である角田市の一角に、「めぐろエコの森」を創設し、目黒区民の温暖化対策への啓発に資することを目的としている。 また、目黒区と角田市が連携・協力して森を整備するとともに、区民による植樹や自然体験、市が持つ有用な観光資源を活用した交流事業を通して、区市間の交流をより一層促進する。
主に 29 年度の実績	29 年度実績：「めぐろエコの森」の整備（下刈及び忌避剤散布作業委託）
協定事項中の未実施事項	平成 22 年 12 月の植樹式以降は、協定に規定の「住民の自然体験や環境学習及び環境交流事業に関すること。」は実施できていない。
活動に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> 植樹した樹木の生育状況があまり良くないこと。 カーボンオフセットを展望した事業であるため、今後新たな場所も含めて植樹等で樹木を増やしていくか検討を進める必要があること。
相手方との連絡・調整	相手方の現在の担当者は把握している。平成 30 年 10 月に現地視察に行く等、不定期ではあるが連絡は取っている。 森林の整備は、「めぐろエコの森」を含む森林全体を管理している「仙南中央森林組合」との委託契約により行っているため、当該組合とは定期的に連絡を取

	ている。
相手方からの要望等	今年度視察に行った際に、相互の交流をさらに深めるためにも「めぐろエコの森に定期的に視察にきてほしい。」旨伝えられた。
内容や活動の内部・区民周知	毎年度環境報告書（めぐろの環境）に前年度の活動実績を掲載している。 環境報告書の内容は、ホームページで公開している。

(11) 目黒区教育委員会と早稲田大学大学院日本語教育研究科とのJSL児童等への支援等に関する基本協定書

相手方	早稲田大学大学院日本語教育研究科
区側名義人	教育長
決定権者	教育長決定
所管課	教育指導課
締結年月日	平成 29 年 4 月 5 日
有効期限	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。平成 31 年中に継続について協議。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	平成 6 年に開設した日本語教室について、日本語指導を必要とする外国人児童・生徒及び帰国児童・生徒（以下「JSL児童等」という。）の受入体制整備を目的として、文部科学省「平成 18 年度帰国・外国人児童生徒教育支援体制モデル事業」、「平成 19 年度帰国・外国人児童生徒受入促進事業」を活用し、早稲田大学大学院日本語教育研究科の協力を得て課題調査を実施した。その調査結果を受け、JSL児童等への支援策として、児童等への継続的指導・支援、学校に対する支援、総合的支援システムの確立、国際理解教育支援員（非常勤職員）の配置が必要との判断のもと、JSL児童等に対する日本語教育の充実を図るため、平成 20 年 2 月 26 日に早稲田大学大学院日本語教育研究科と協定を締結した。
目的	目黒区立学校におけるJSL児童等に対する教育の支援を通じ、目黒区教育委員会の教育活動の充実及び早稲田大学大学院日本語教育研究科の研究に資することを目的とする。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導担当者による連絡会・研修会の継続実施 ・ 特別の教育課程の編成・実施・評価に対する支援体制の整備 ・ 日本語指導の形態・指導担当者のあり方の検討 ・ 目黒区立学校におけるJSL児童等への日本語指導に対する支援 ・ 目黒区教育委員会の設置する非常勤の職への人材推薦 ・ JSL児童等の教育環境の向上に関する助言 ・ 目黒区教育委員会のJSLバンドスケール活用の承認
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しているが、定期的な連絡はとっていない。3年間の協定の最終年には、協定等の更新について協議している。
内容や活動の内部・区民周知	府内・区民への周知は行っていない。

3 災害時協定

(1) 災害に係る情報発信等に関する協定

相手方	ヤフー株式会社
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	広報課
締結年月日	平成 27 年 9 月 15 日
有効期限	協定締結日から 1 年間。協定を終了する書面による通知がない限り、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>目黒区公式ホームページは、必要な情報を大量かつ迅速に提供する機能を有しております、日々 5 万件程度のアクセス実績があるが、災害時にアクセスが集中した場合は閲覧に支障が生じる可能性がある。</p> <p>そこで、災害時にキャッシュサイトを設けて目黒区公式ホームページへのアクセス負荷を軽減し、安定性をより確保するために、すでに近隣区において同様の協定を締結しているヤフー株式会社と協定を締結することとなった。</p> <p>※ キャッシュサイト: アクセス集中によりサイトを閲覧しにくい状況が発生したとき、アクセスの負荷軽減などを目的として提供される別のウェブサイト</p>
目的	区は、災害時に区民に対して災害にかかる各種情報を迅速かつ確実に提供しなければならず、より確実に区民への情報提供が行えるよう、多様な広報手段を確保し用いることとしている。このうち、目黒区公式ホームページについては、本協定締結により災害時におけるアクセス負荷を軽減し、区民への情報提供が継続できる。このことにより、区民からの様々な問合せに対応する人員を他の業務に配置することなどの効果が期待できる。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 区内の避難所等の防災に関する情報提供 相互の窓口となる連絡先及び担当者名の確認
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。
相手方からの要望等	<ul style="list-style-type: none"> 区内の避難所等の防災に関する情報の提供 区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報の提供 災害発生時の区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報等の提供
内容や活動の内部周知	<p>目黒区地域防災計画【資料編】に掲載</p> <p>協定締結に当たり、総務部防災課と協議を行った。</p>
内容や活動の区民周知	<p>目黒区地域防災計画【資料編】に掲載</p> <p>なお、ヤフー株式会社によるキャッシュサイトの生成は「災害時のみ」となり、平常時はこれを確認することができない。</p>

(2) 目黒区と角田市との相互援助協定

相手方	角田市
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 4 年 7 月 21 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	昭和 57 年に区制施行 50 周年記念行事として、目黒区の由来といわれる目黒氏（武蔵国目黒村（現在の目黒区）に住んでいた豪族で、室町時代に現在の角田市島田に移り住んだ）について学ぶため区民約 250 人が角田市を訪問した。これ以後市民レベルでの交流が始まり、平成 2 年からは区内小中学生の農業体験やホームステイなどの交流活動が実施されるようになった。これを契機として、発災時の応急対策及び復旧対策の充実を図る目的で相互援助協定を締結するに至った。
目的	友好関係にある他自治体との連携を図り、双方の資源を有効に活用することで、災害時の応急対策及び復旧対策の充実を目指した。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信訓練の実施 <p>毎年実施している災害対策本部運営訓練にて、災害対策携帯電話を利用した角田市役所との情報通信訓練を行っている。</p>
相手方との連絡・調整	相手方担当は角田市総務部防災安全課としており、毎年実施している災害対策本部運営訓練にて、災害対策携帯電話を利用した角田市役所との情報通信訓練を行っている。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

(3) 避難所施設に関する協定書

相手方	東京都立国際高等学校
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 8 年 12 月 4 日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	協定締結当時、目黒区では区立小中学校を地域避難所として位置付けていたが、過去の災害の実態を考慮し避難施設の充実を図るため、区内の都立学校である国際高等学校に地域避難所としての施設利用に関する協定締結を依頼したものである。
目的	区内の避難施設を充実させることにより、発災時における区民の避難先を確保

	するとともに、避難所の収容人数の拡大を図った。
主に 29 年度の 実績	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊訓練の実施 学校主催で生徒を対象とした宿泊訓練において、防災資機材の取扱い等を訓練した。 避難所運営協議会への出席 駒場地区の避難所運営協議会(地域住民主体で避難所の運営方法等について検討する会)開催時に学校職員が出席している。 防災無線定期通信訓練の実施 毎月 1 回、定期通信訓練を実施している。
今後の展開	都立国際高校の改修工事着工に伴い平成 27 年 1 月に防災倉庫を撤去したが、平成 30 年に工事が完了したため、平成 31 年 8 月までに学校敷地内に新たな防災倉庫の設置を予定している。
活動に係る課題	地域避難所としての運営方法等については、未だ検討段階であるため、駒場地域の避難所運営協議会とも連携しながら協議を進めていく必要がある。
相手方との 連絡・調整	<p>相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。</p> <p>年 3 回の都立国際高等学校防災教育推進委員会が設けられており、学校の防災教育及び地域との連携等について協議を行っている。</p>
内容や活動の 内部周知	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 防災課で発行している「防災行動マニュアル」及び「めぐろ防災マップ」や「防災地図アプリ」等に地域避難所として記載
内容や活動の 区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 防災課で発行している「防災行動マニュアル」及び「めぐろ防災マップ」や「防災地図アプリ」等に地域避難所として記載

(4) 目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

相手方	特別養護老人ホーム駒場苑
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 23 年 4 月 1 日
有効期限	協定締結日から平成 24 年 3 月 31 日まで。特段の申し出がない場合は、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	高齢者向けの福祉避難所として指定しており、災害時に区との連絡手段を確保する必要があるため、移動系無線を設置し、本協定を締結するに至った。
目的	目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、災害時に相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため。
主に 29 年度の 実績	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線定期通信訓練の実施 毎月 1 回、定期通信訓練を実施している。

相手方との連絡・調整	特定の担当者を把握していないが、毎月一回移動系無線の通信訓練で連絡を取っている。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

(5) 災害現場における通訳人派遣に関する協力について

相手方	目黒消防署
区側名義人	区長
決定権者	不明
所管課	防災課
締結年月日	平成6年3月
有効期限	一
協定原本の有無	無（協定締結当時別の所属で担当しており、引継時に紛失したと思われる。）
締結に至る経過	不明
目的	災害時に通訳を現場に派遣し、外国人から最新情報を緊急かつ正確に得ることで、消防署による消防活動等を円滑に行い、社会公共福祉の増進を目指した。
主に29年度の実績	なし
相手方との連絡・調整	相手方担当者の把握や定期的な連絡等はない。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

(6) 災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定

相手方	目黒建設業防災連絡協議会
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成30年5月2日
有効期限	協定締結日から平成31年3月31日まで。改定する意思表示がないときは、1年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	目黒区地域防災計画に基づく災害対策活動及び復旧活動を実施するため、早急に道路障害物等を除去する必要があることから、これに伴う重機及び人材を保有する区内建設業者に対し、協定締結を依頼し、昭和56年6月24日に協定を締結

	したものである。その後、協定書を一部修正するため、平成 30 年 5 月 2 日に再締結を行った。
目的	道路障害物除去等について、民間事業者の協力を得ることで目黒区地域防災計画に基づく災害対策活動及び復旧活動を迅速に行い、区民の生活の早期安定を目指している。
主に 29 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区総合防災訓練の協力 目黒区総合防災訓練においてがれき撤去及び道路啓開訓練に協力いただいている。 ・ 防災無線定期通信訓練の実施 毎月一回、定期通信訓練を実施している。
相手方との連絡・調整	相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 ・ 目黒区総合防災訓練の報告をホームページに掲載（目黒建設業防災連絡協議会の活動写真を掲載）
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 ・ 目黒区総合防災訓練の報告をホームページに掲載（目黒建設業防災連絡協議会の活動写真を掲載）

(7) 災害時における避難所へのメンテナンス協力に関する協定書

相手方	目黒メンテナンス事業協同組合
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 29 年 4 月 26 日
有効期限	協定締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで。協定を終了させる旨の申し出のないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	平成 28 年度にメンテナンス組合から区に対し、避難所での清掃に関する支援について話があり、衛生分野で協定を結ぶには専門性が不足するとの判断から、生活衛生課ではなく避難所を担当する防災課で協定を締結するに至った。
目的	災害時の避難所の衛生状態を保つことで、避難者の健康を維持することを目指した。
相手方との連絡・調整	相手方担当者は把握しているが、定期的な連絡は行っていない。
相手方からの要望等	目黒区総合防災訓練にてマンホールトイレの清掃実演等をしたいとの要望がある。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載して周知する予定

内容や活動の 区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載して周知する予定
----------------	---------------------------

(8) 災害時におけるボランティア活動に関する協定

相手方	社会福祉法人目黒区社会福祉協議会
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	防災課
締結年月日	平成 23 年 3 月 29 日
有効期限	協定締結日から平成 24 年 3 月 31 日まで。特段の意思表示がない場合は、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	<p>過去の震災では、ボランティアによる支援が被災地域の応急・復旧に非常に有用であった。</p> <p>目黒区社会福祉協議会は、ボランティア活動の担い手発掘や地域の中で何かをしたいという思いを持つ人や団体への支援、人と人、人と団体をつなぐ活動を行っていることから、目黒区においても災害時の円滑なボランティア活動の実施を目的に同協議会と協議を行い協定締結に至った。</p>
目的	災害時にボランティアセンターを設置し、支援に来た個人・民間ボランティアの取りまとめ及びボランティアを必要とする場所への派遣を行うことで、応急・復旧活動や避難所生活者への支援充実を目指した。
相手方との 連絡・調整	定期的な連絡は行っていない。
内容や活動の 内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の 区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

(9) 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

相手方	社会福祉法人清徳会在宅介護支援センター
区側名義人	区長
決定権者	部長決定
所管課	健康福祉計画課
締結年月日	平成 27 年 9 月 16 日
有効期限	協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで。書面による解約の申し出がないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	目黒区災害対策条例第 4 条に区内事業者の災害時の責務が定められている。同条例第 8 条に規定する災害時協定の締結のため、平成 27 年 4 月 1 日、区(以下「甲」という。)と目黒区介護事業者連絡会(以下「乙」という。)は、目黒区

	<p>内で災害が発生した場合に、乙に加入している会員事業所が、避難行動要支援者等の避難支援、安否確認等、甲に対して協力することについて覚書を交わした。</p> <p>この覚書に基づき、平成27年9月16日、乙に加入している会員事業所で申出のあったものと協定を結び、その後は介護事業所からの申出により、隨時、協定を締結している。平成30年12月18日現在、402団体のうち、108団体が協定を締結している。(26.8%)</p>
目的	区内で災害が発生した際に、一人では避難が困難な方が逃げ遅れることがないよう、また安全に避難ができるよう、要配慮者（障害者、高齢者等）の安否確認及び避難支援に対し協力を依頼している。
主に29年度の実績	平成29・30年度の区総合防災訓練では、民生・児童委員等と共に介護事業所も安否確認訓練に参加した。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 区内の要配慮者は約15,900人、そのうち消防署、警察署、民生・児童委員、協定を締結した町会・自治会など地域の避難支援者への情報提供に同意をしている方は約7,800人である(H30.11月現在)。今後も同意を呼びかけていく。 情報提供に同意した要配慮者が参加する安否確認訓練を、区総合防災訓練の際に引き続き実施するほか、各地域避難所における避難所運営訓練の際にも新しい試みとして実施していく。 平成31年度からは、要配慮者の避難支援計画である個別支援プランを作成し、災害への備えをさらに進めていく予定である。
活動に係る課題	定期的に協定内容を確認し、介護事業者ごとの災害時の職員体制等について把握する必要がある。
相手方との連絡・調整	介護事業者が参加する目黒区介護事業者連絡会が定期的に開催されているため、災対健康福祉部からの連絡は、この連絡会を通じて行う。
相手方からの要望等	災害時の介護事業所の役割等の定期的な周知のほか、備蓄品等の配備支援や研修等の実施について、要望が出されている。
内容や活動の内部周知	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 災対健康福祉部として、健康福祉部内の所管に周知している。
内容や活動の区民周知	<ul style="list-style-type: none"> 目黒区地域防災計画【資料編】に掲載 区の要配慮者支援対策を区ホームページに掲載。

(10) 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

相手方	株式会社マルタケ
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	健康推進課
締結年月日	平成25年12月16日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	東日本大震災被災地における医療物資供給実態調査の結果、想定していた「支援物資として送られてくる医薬品等を自治体の集積所を経て医療現場へ届ける。」という供給体制が効率的に機能しないことが判明した。

	そこで、東京都は、新たな災害時の医薬品等供給体制を構築し、「①卸売販売業者から医薬品等を購入する。②医療機関、自治体等は卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等の備蓄を行う。③基本的に、要請した物以外の支援物資を受け取らない。」とした。都は、平成25年5月に説明会を開催し、医薬品の安定供給のための協定書案を提示し、各区が医薬品卸事業者と協定を締結して供給体制を整えた。
目的	災害時における医療救護活動等に必要となる医薬品等の確保を図るため、安定的な調達業務を行う。
活動に係る課題	卸売販売業者との定期的な連絡会の開催など、協議の場が必要。
相手方との連絡・調整	現在は卸売販売業者との定期的な協議の場を設けていないが、定期的に開催している医薬品の備蓄に係る連絡会の中で連絡・調整を行っていく。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

(11) 災害時の医療救護活動についての協定書

相手方	目黒区医師会
区側名義人	区長
決定権者	区長決定
所管課	健康推進課
締結年月日	平成25年3月1日
有効期限	一
協定原本の有無	有
締結に至る経過	大規模災害時に災害対策本部が設置され、医療救護体制が必要になった場合に、区が医師等の派遣を要請し、区の災害医療体制を整える。
目的	災害対策本部が設置され、災害時に医療救護活動が必要となった場合に、地域防災計画に基づき、医療救護班の編成及び現地での医療救護活動を行うこと。
主に29年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> 区の総合防災訓練への参加 災害医療訓練の実施（平成30年2月8日（木）） 災害拠点病院等の訓練への参加 災害時医療救護活動を実施する緊急医療救護所の資機材整備
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 現在は、区とそれぞれの関係機関で必要事項の連絡調整を行っているが、今後は関係機関をもって構成する連絡調整会議の開催を目指す。
協定見直しの必要性	東京都災害時医療救護ガイドラインに基づき、地域防災計画の改定や業務継続計画の修正等との整合を図りながら見直しを図る。
相手方との連絡・調整	<p>相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師会会員への災害時医療に係る説明

	目黒区医師会では、定例会の一部を災害時救急医療についての共有を図る場とし、目黒区も会員対象に説明を行った。（平成 30 年 9 月 13 日（木））
相手方からの要望等	緊急医療救護所の見直し
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載

（12）災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

相手方	北部包括支援センター事業委託事業者（株式会社やさしい手）
区側名義人	区長
決定権者	部長決定
所管課	地域ケア推進課
締結年月日	平成 27 年 4 月 1 日
有効期限	協定締結日から平成 28 年 3 月 31 日まで。書面による解約の申し出がないときは、1 年間の自動更新。
協定原本の有無	有
締結に至る経過	平成 25 年 4 月の「災対健康福祉部災害活動マニュアル」の策定に伴い、要配慮者支援対策について検討を行ってきた。その中で、地域包括支援センターの関わりについても検討を重ね、協議が整ったことから、平成 27 年度の事業委託契約から協定を締結した。
目的	災害が発生したとき、要配慮者に対する支援体制を整備し、迅速かつ適切な支援対応を図るため。
活動に係る課題	災害時、全ての要配慮者に対し安否確認を行うことができるかどうかが課題。
相手方との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> 相手方担当者を把握しており、定期的な連絡を取っている。 各包括支援センター所長と地域ケア推進課職員による情報共有・意見交換の場として、毎月 1 回会議を行っている。
内容や活動の内部周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載。ホームページでも公開。
内容や活動の区民周知	目黒区地域防災計画【資料編】に掲載。ホームページでも公開。

※ 日付は、現在の元号による年月日で表示している。